

第4回資格審査特別委員会会議録

- 1 開会日時 平成27年8月26日（水）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成27年8月26日（水）午前10時17分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席議員
4番 保田 守君 6番 治徳 義明君 7番 原田 素代君
13番 岡崎 達義君 14番 下山 哲司君 15番 小田百合子君
- 5 欠席議員
10番 北川 勝義君
- 6 説明のために出席した者
保健福祉部長 石原 亨君
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 富山 義昭君 主 査 青木 智彦君
- 8 審査又は調査事件について
1) 金谷文則議員の資格決定について
2) その他
- 9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（小田百合子君） 皆さんおはようございます。

石原部長には、御苦労さまです。

ただいまから第4回資格審査特別委員会を開会いたします。

その前に、北川委員が都合で欠席という届けが出ておりますので報告しておきます。

それでは早速、これから金谷文則議員の資格決定についての審査に入ります。

前回の委員会で執行部に調査を依頼しておりました件について、報告書の提出がありましたのでお手元に配っております。目を通していただいて、石原部長の説明を求めたいと思いますが、よろしいですか、少し待ちましょうか。

それでは、石原保健福祉部長をお願いします。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） お願いします。

○保健福祉部長（石原 亨君） それでは、回答を求められております2つのことについて説明を申し上げます。

まず、1点目でございます。認可の段階で金谷議員の働きかけがあったかということについてでございます。施設整備を公募した平成24年度につきまして、当時の担当者等から聞き取りを行っておりますが、金谷議員の働きかけ等はなかったということ把握しております。

それからもう一点でございます。

○議会事務局長（富山義昭君君） マイクのスイッチをお願いします。

○保健福祉部長（石原 亨君） あっ、失礼しました。済いません。

もう一点でございます。金谷監査役、金谷シナコ様についてでございますが、どのような実態になっているのかということについてでございます。株式会社アカイワベリーの事業につきましては、現在2つの事業を営まれております。1つが介護関係の事業で、ベリーズホーム天神の森の運営でございます。もう一つが料理教室等のカルチャーセンター事業でございます。この2つを展開されております。監査役としましては、この株式会社アカイワベリーとしての役職でございます。株式会社アカイワベリーの監査を年1回実施しております。

それから、ベリーズホーム天神の森では介護職員として週5日程度勤務されているという状況でございます。これは、聞き取り調査をさせていただきました。

以上、報告とさせていただきます。

○委員長（小田百合子君） ありがとうございます。

では次に、事務局のほうにお願いしておいた件について、簡単に。

ライン、引いてないですね、これ。ラインを引いておいてって言ったところだけでも読んでもらえますか。

○副委員長（下山哲司君） 全部、読みゃあええが。

○議会事務局長（富山義昭君） はい、委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、局長、お願いします。

○議会事務局長（富山義昭君） それでは、お手元の資料に基づいて報告をさせていただきます。

この件につきましては、地方自治法第92条の2、議員の兼業に関して岡山市町村課行政班に問い合わせをしたものでございます。

それによりますと、地方自治法第92条の2は議員の兼業禁止に関して「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」と規定しておるところでございます。

ここで言う請負の意義につきましては、本来の、すなわち民法でいう意味での請負のみならず、広く業務として行われる経済的ないし営利的な取引契約を全て含むと解するのが最も妥当であるという先例もあり、そのようにされております。

ここで、私どもから問い合わせた件を検討いただいております。その結果が、次に示されております。

ここで質問の内容について検討すると、というところで始まっておりますが、介護保険事業者の指定は、何らかの経済的、営利的な取引契約ではないので、兼業禁止で言う請負には該当しない。2点目として、兼業禁止に該当するのは赤磐市と議員本人または議員が取締役等である法人とが経済的ないし営利的な取引契約を結ぶ場合であるが、介護保険についてはサービスの利用契約を結ぶのは利用者と事業者であり、市はそのサービス利用に関して法の規定する割合の費用を負担するのであるから、これも請負には該当しない。私どもで質問してまいりました、それは保育園等ですね、そういったものが例に挙げて質問をしたわけですが、それに対して赤磐市からの質問であげられている事例は措置制度についての実例であるが、本件は措置のように市と事業者の間に直接的な関係がないので、この行政実例を根拠とすることには無理があるということで、私どものあげた、こういうものに該当しないかということについてはそれには該当しないということではあります。改めて、そもそもこの、いま問題になります小規模多機能型の介護事業所というものについては請負の該当にならないということでございます。

以上により、市がその事業者、法人と別途何らかの委託契約を結んでいないのであれば議員の兼業禁止に該当することはないと思われるが、上記を踏まえ赤磐市において適切に判断されたいということでございます。

なお、以上は地方自治法における制限についてなので、介護保険法における指定事業者の資格制限の有無については、念のため貴市の介護保険担当課に確認されたいということでございますので、この際、ここにおいでいただいております石原部長に念のために確認をしていただければ

ばと思います。

以上でございます。

○委員長（小田百合子君） ありがとうございます。

この、きょう皆様にお配りしている資料は、前回の委員会の際にあれこれと意見が出ました中から業者に対しての圧力や侵害にならないようなものを選んで、この回答を得ることができました。やはり執行権にかかわることや、その事業所にとっての細かいところまであれこれと追求するのは本来のこの委員会の役割ではありませんので、そういうことでいま報告された分をお願いしてつくっていただきました。

これについて、石原部長や事務局に対して質問がある方はどうぞ。

はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 最後のほうですけど、別途何らかの委託契約等を結んでいないのであれば議員の兼業禁止に該当することはないと思うのですが、この別途何らかの委託契約はこの事業者と市とは結んでないのですか。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） 石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） お答えいたします。

別途の契約は何も現在のところございません、ということをお報告させていただきます。

○副議長（岡崎達義君） ありがとうございます。

○委員長（小田百合子君） よろしいですか。

○副議長（岡崎達義君） よろしいです。

○委員長（小田百合子君） ほかにありますか。

○副委員長（下山哲司君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） 副委員長。

○副委員長（下山哲司君） ここにですね、いま説明がありました介護保険法における指定事業者の資格制限の有無については、念のため貴市の介護保険担当課に確認されたいと、こういうことになってますので、この辺のところを確実に確認をしていただきたいと思います。

○委員長（小田百合子君） いや、確認して下さったんじゃないですか。今から確認するんですか。

○副委員長（下山哲司君） いや、報告。

○委員長（小田百合子君） 石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 先ほど申しました別途の契約は何も結んでないと。

ここに規定しているとおおり、個人と事業者の契約ということで市とは制度上、市から金銭的には負担がありますけれども、それは請負にも委託にも当たらないというところで、介護保険のほうからしましても、この回答で、何も、どう言うんですか。この回答の通りということで

理解しております。

以上です。

○委員長（小田百合子君） よろしいですか。

○副委員長（下山哲司君） それで結構です。

○委員長（小田百合子君） 治徳委員。

○委員（治徳義明君） 要は、先ほど説明のあった介護保険法においても、全く問題ないという
ことでよろしいですね。

○保健福祉部長（石原 亨君） はい。そのとおりでございます。

○委員長（小田百合子君） ありがとうございます。

もうよろしいですか。

○委員（保田 守君） よろしい。

○委員長（小田百合子君） それでは、一応ここまで調査したことでこれ以上調べることも
ないと思いますけれども、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小田百合子君） それでは、ただいまから本委員会に付託されました金谷議員の資
格決定の件について採決したいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小田百合子君） それでは採決をします。

金谷議員の資格について地方自治法第92条の2の規定に該当せず、議員資格を有することに
賛成である方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（小田百合子君） 起立全員です。したがって、金谷議員の資格については議員
資格を有することに決しました。

以上で当委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしい
ですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小田百合子君） それでは、そのようにさせていただきます。

その他で何かあれば。

○副委員長（下山哲司君） はい、委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、副委員長。

○副委員長（下山哲司君） 実盛議員が金谷議長に、北川議員に謝らにゃいけんというような
ことを再度口走っておったんですが、その辺のことについて実盛議員にどういうことかと説明

を、委員長のほうから確認をしていただくということはどんなでしょうか。

○委員長（小田百合子君） どうでしょうかね、もう済んだわけですから。もうあの……。

○副委員長（下山哲司君） じゃけん、その他で。

○委員長（小田百合子君） 実盛議員に関しては、本会議場でのやりとりを、議事録もきのういただきましたし、よく読んでも何も答えられておりませんし、聞いても答えられないというのが本当のところだと思いますので、その必要はないかと思いますが、いかがですか。

○副議長（岡崎達義君） それでいいと思います。

○委員長（小田百合子君） よろしいですか。それでは、そういうことで。

ほかにありませんか。

はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 今回も、前回も資格審査が出て、証拠らしきものが添付されていないままに資格審査委員会が立ち上がったわけですが、今回も同じように証拠らしきものもほとんど添付されないままに、ただ資格審査を出せば資格審査特別委員会が立ち上がるというような形になってますので、これを何らかの形でですね、きちっとした証拠書類を添付した上でないという特別委員会は立ち上がらないという形にはできないもんなんでしょうか。そこをちょっと、もう一度議員で検討していただきたいと思うんです。

こういう安易な形でですね、一議員の資格を問うような状態を簡単に2人や3人の同意者によって、しかも、ほとんど証拠らしき証拠も添付しないままに立ち上げる。しかも、質疑の中でもほとんど自分がどういうふうにしてその資格審査を出したのか、資格決定審査を出したのかということさえもわからないままに出してしまうという、そこらあたりがね、どうも納得がいかないんです。ですから、そこを何とか、もっと厳しいものにしていただきたいと思うんです。

○委員長（小田百合子君） やはり、これは全員協議会で話し合うべきだと思います。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） そういう私も思いがあったんですけど、一応自治法上は何か規定があるということなんで、この議会基本条例に沿ってですね、申し合わせですとか運用上の、要するに過去にそういう事実が重なってあったということから赤磐市議会ではこういう、なんて言うんだろう、歯どめをかけようとか、それは申し合わせぐらいのレベルで考えたほうがいいような気がするんです。非常に不愉快ですよ、こういうことが安易に提案されて通ってしまう。これだけ時間をこうやって潰さなきゃいけない。もう出された時点でわかってたわけですから、はっきり言って今回のことは。それでもやらなきゃいけないというようなことになってるので、そりゃ自治法上はあるにしても、基本条例はありますから、そこに何か運用上の規定というのをうたうように。基本的には自治法を優先しますけど。ちょっと今回重なってあった経緯を考えると、そのぐらいの配慮は検討していただきたいと思うんです。

○委員長（小田百合子君）　そうですね、やはり特別委員会のほうで検討していただいて。

○委員（原田素代君）　そうです。

○委員長（小田百合子君）　基本条例の特別委員会のほうで議論していただくべきじゃないかなと思うんです。本当に何かの歯どめをかけないと、こういうことはしょっちゅう出されるようでは議会が大変混乱しますし、無駄な時間や費用を使うわけですから。ですから、ぜひ皆様もそういった場で発言していただいて、これから先がよくなるように努力していきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○副委員長（下山哲司君）　もう話が出たから、ここでいいですか。

○委員長（小田百合子君）　はい、どうぞ。

○副委員長（下山哲司君）　委員長報告を任せる言うから、後から委員長にはそういうふうをお願いをしようと思うとったんですが、ここではっきり皆さんの前で言うときますけど、そういうふうに関員一致で決定を見るような事項において、出した人に罰則も何もないというのが今の現状だからそういうことになるんで、やっぱり報告の中にですね、やっぱり理不尽でそういうことをやるべきものではないというような報告をきちっとね、厳しく入れてほしいという、報告の中に入れてほしいというふう思うんです。そういうプレッシャーがある程度かかるような報告をしとかんと、やっぱり甘く案じられちゃかなわんで、そういうふうにしてほしいと要望しておきます。

○委員長（小田百合子君）　承知しました。普通の案件を取り扱う委員会と違いまして特別なパターンですので、私自身が委員長報告をつくらせていただこうと思えますので。できた時点で皆さんにも目を通していただいて、このメンバーに。そして、またアドバイスをいただけたらと思えます。

それでは、なければこれで終わりたいと思えますが。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小田百合子君）　大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前10時17分　閉会